

表彰委員会規程

(目的)

第1条 本会表彰規程第1条に該当する表彰候補者の審査および推せんをするために表彰委員会を置く。

(委員)

第2条 表彰委員は委員会規程第2条により会長が委嘱するものとする。

(役割)

第3条 表彰委員会は表彰の審査を行い、会長に答申する。

(表彰の種類)

第4条 第1条の審査を行う表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人高知県診療放射線技師会功勞表彰
- (2) 公益社団法人高知県診療放射線技師会勤続表彰

2 第1条の推せんを行う表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 叙勲
- (2) 厚生労働大臣表彰
- (3) 高知県知事表彰
- (4) その他の関係団体表彰

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。